

一般社団法人 PA ジョイント協会

会 則

平成 29 年 5 月 12 日 制定

一般社団法人 PA ジョイント協会

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、一般社団法人“PA ジョイント協会”（以下「本協会」という。）定款第 5 条の規定に基づき納付すべき入会金、年会費等に関して必要な事項を定める。

(会 員)

第 2 条 本会の会員は、定款第 5 条に定める、名誉会員、正会員（企業、個人）、賛助会員（法人・団体）で構成する。

- 2 その他の会員としてメール会員を設置する。
- 3 会員総会は、正会員をもって構成する。
- 4 会員となるには、当協会所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を経て、別途に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 5 名誉会員・メール会員は入会金及び会費を納めることを要しない。

(資 格 及 び 種 別)

第 3 条 会員は本協会の目的に賛同し、本協会の活動に積極的に協力すると認められる者。

- 2 正会員（企業）・・・本協会目的等を理解して諸活動を展開し技術的技能を有する者。
- 3 正会員（個人）・・・本協会の目的・活動に対して役割・役職を行う法人等以外の者。
- 4 賛助会員（法人・団体）・・・本協会の目的・活動に対して賛助的な役割を行う者とし、事業目的及び事業内容が明確な者。
- 5 メール会員・・・本協会が発行する資料等を受け正当な活動を行う者。
- 6 名誉会員・・・本協会の目的・活動達成において専門的知識を有すると認められる者で理事会の承認を受けた者。

(入 会)

第 4 条 本協会に入会しようとする者は、本協会が定める入会申込書に必要個所を記入のうえ提出し、入会承認後の請求により指定された納入日までに、入会金及び会費を規程の定める金額を一括で支払わなければならない。

(入会金)

第 5 条 本協会に入会しようとする者は、入会に際して本協会が定める“入会金及び会費規程”に基づいて入会金を一括納付する。

(会費)

第6条 会費は本協会が定める“入会金及び会費規程”に基づいて年会費を納付する。

(会費の納付)

第7条 会費は本協会の請求に基づき、負担する会費年額を別に定める期日に一括納付するものとする。

(臨時会費)

第8条 本協会の運営に必要あるときには、総会の議決を得て、臨時会費を徴収することが出来る。

(会費等の返還)

第9条 本協会は、定款第7条の規定に基づく社員の退社、同第8条の規定に基づく社員の除名の規定に基づく社員の退社により、既に納付された入会金、年会費は返還しないものとする。

(サービス)

第10条 本協会は会員に対し、次のサービスを提供するものとし、その具体的内容は、理事会が定める。

- ①本協会の調査研究成果に関する広報・刊行物、資料等の配布に関する優遇措置
- ②本協会の講演会、講習会等への参加に対する優遇措置
- ③本協会ホームページを活用した技術情報 PR スペースの提供に関する優遇措置
- ④本協会からの情報提供（会員向けホームページのニュース等）に関する優遇措置
- ⑤本協会からの技術協力に関する優遇措置
- ⑦その他、本協会の活動に関する優遇措置

2 本協会は、メール会員に対し、必要に応じて次のサービスを提供するものとし、その具体的配布先、内容は、理事会が定める。

- ①メール会員の要望に対して本協会からの情報提供に関する優遇措置
- ②メール会員からの技術協力に関する優遇措置
- ③その他、メール会員からの必要事項、内容について対応の優遇措置

(会則の改廃)

第11条 本会則の改定、廃止等を行う場合は理事会で提案し、代表理事の承認を得るものとする。

付 則

本会則は、平成29年5月27日より実施する。

一般社団法人 PAジョイント協会

入会金及び会費規程

平成 29 年 5 月 12 日制定

一般社団法人 P A ジョイント協会

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 P A ジョイント協会（以下「本協会」という。）定款第 6 条の規定および会則第 6 条、第 7 条に基づき、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第 2 条 本会の入会金は、会員の種別に応じて、別表 - 1 に掲げるところによる。

別表 - 1 入会金

会員の種別	入会金
正会員（企業）	100,000 円
正会員（個人）	6,000 円
賛助会員（法人・団体）	30,000 円
メール会員・名誉会員	—

(年会費)

第 3 条 本会の年会費は、会員の種別に応じて、別表 - 2 に掲げるところによる。

別表 - 2 年会費

会員の種別	年会費
正会員（企業）	100,000 円
正会員（個人）	6,000 円
賛助会員（法人・団体）	30,000 円
メール会員・名誉会員	—

(納 付)

第 4 条 年会費は、毎年 5 月 30 日までに一括前納するものとする。

(変 更)

第 5 条 この規程は、理事会より提案し、代表理事の承認により変更することができる。

付 則

本規程は、平成 29 年 5 月 12 日に制定したが、設立時から実施する。